

飼養豚へのワクチン接種開始のタイミング（考え方：案）

1. 飼養豚の感染の成立には、

- ① 感受性動物(豚等)
- ② 感染経路(感染動物の移動、汚染物品の移動、人、車両、野生動物)
- ③ 感染源(感染動物(豚・野生イノシシ)、汚染物品)

の全ての要素が必要。

2. したがって、これらのいずれかをコントロールできれば、まん延防止が可能。

①の感受性動物を減少させる対策としては飼養豚へのワクチン接種(又は早期出荷)、②の感染経路対策としては、移動制限、農場出入時の消毒、野生動物対策、③の感染源対策としては、殺処分、埋却、消毒、野生イノシシの削減・経口ワクチンの接種等がある。

3. 現在、飼養衛生管理の徹底により②の感染経路の遮断を、さらに発生時の迅速な防疫対応及び経口ワクチンの散布を含む野生イノシシ対策により③の感染源のコントロールを図っているが、これらの対策が十分でない、又は防疫作業が遅延する場合に①の感受性動物対策としてワクチン接種を検討。

4. 具体的に①の感受性動物対策として飼養豚へのワクチン接種が想定されるのは、

(1) 野生イノシシの感染地域におけるワクチン接種

ア 経口ワクチンの散布を含む現在の野生イノシシ対策の効果が十分では無く、飼養豚で発生が続発する場合（経口ワクチンの有効性評価は来年3月まで待つ必要）

⇒ ②の感染経路の遮断対策、③の感染源対策が有効でない場合

(2) 野生イノシシの感染地域外におけるワクチン接種

イ 埋却地や殺処分に当たる獣医師の確保状況又は感染経路が明確でない養豚密集地域等での続発により、殺処分、埋却、消毒等の防疫作業に時間がかかることが明らかである場合

⇒ ②の感染経路の遮断対策、③の感染源対策が有効でない場合



現在の発生及び防疫措置状況はこれらの場合に当たらない

※ ワクチン接種決定の手順

農林水産大臣が必要

に応じ、専門家（本委員会）の意見を聞いた上で、分離ウイルスの性状等を考慮し、緊急ワクチンの接種の実施方針（時期、地域等）を決定し、緊急防疫指針を策定・公表。